

二〇二三年度法科大学院入学試験問題

小論文

注意事項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は一枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りません）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。また、解答用紙欄外へ記入されているものは採点の対象としません。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、一行の場合には横線で消して、その次のマス目から書き直してください（余白には書かないで下さい）。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 解答は横書きで記入してください。
- VI 試験時間は六〇分です。
- VII 問題は八ページで一問です。

問題 次の文章を読んで、後の問いに答えなさい。

今年五月、米国税関当局は、ユニクロの衣料品に中国の新疆ウイグル自治区で生産された綿花が使用された可能性があるとして、同社の衣料品の米国への輸入を差し止めたことを明らかにした。

七月に入ると、フランス当局が、新疆ウイグル自治区での強制労働疑惑をめぐり、ユニクロのフランス法人を含む衣料・スポーツ靴大手四社を、人道に対する罪の隠匿の疑いで捜査を始めたことが報じられた。

一方、二〇一六年の「民主化」以降、ミャンマーに一举に進出した日本企業が、今年二月に勃発した軍によるクーデター以降の対応に苦慮している。キリンホールディングスは軍系ビジネスとの提携を理由にノルウェー年金基金から監視対象とされたが、日本企業が今後も軍系ビジネスと提携すれば投資引き上げのリスクにさらされるだろう。

「自社が人権侵害をしたわけではないのになぜ批判されるのか」という戸惑いの声が聞こえる。しかし、企業がバリエーション全体を通じて人権を侵害しない責任を負うことはいまや国際的に確立したルールとなっている。国連人権理事会が二〇一一年に採択した「ビジネスと人権」に関する指導原則に基づき、国際社会の最新動向を注視し、グローバル展開する企業の陰で苦しむ人たちの人権に対応し、適切な影響力を行使することが企業に求められている。

経済のグローバル化で多国籍企業の国際展開が進む中、ビジネスが生む深刻な人権侵害が国際的な問題となっている。多国籍企業が豊富な天然資源と安い人件費を求めて途上国に進出し、現地の人々の人権や環境に深刻な影響を及ぼしたのである。先住民の権利を侵害し、環境を破壊する資源開発、反対住民への強権的弾圧、鉱山産業における児童労働・強制労働、労働法の整備が十分でないアジア諸国等のサプライチェーン末端での労働問題などが報告された。

製造業のサプライチェーン問題は典型だ。途上国で人を低賃金で酷使し、巨額の利益を得るビジネスモデルが拡大し、一九九〇年代には、ナイキの靴が児童労働や途上国の超低賃金労働でつくられていることが明らかになり、「スウェットショップ」（搾取工場）という呼び名で糾弾された。

二〇一三年四月二四日、バングラデシュの首都ダッカ郊外で「ラナプラザ」という一棟のビルが崩れ落ち、入居していた縫製工場で働く労働者一〇〇人以上が命を奪われ、さらに一〇〇人以上が重い傷を負った。労働者の多くは若い女性で、児童労働者もいた。労働者たちは、ビル倒壊に至る危険な労働環境のなか、過酷な労働をさせられた挙句に事故の犠牲になった。まもなく、現場に残されたタグから、彼らが作っていたのがベネトンなど国際的に著名なブランド、とくに大量生産、低価格のファッションブランドの服であったことが明らかになった。

なぜベネトンの服をイタリアでなくバングラデシュで作るのか。それは圧倒的に安い人件費（当時の一カ月の賃金は日本円にして四〇〇〇円程度）のせいだ。コストカットは人件費にとどまらず、労働者の安全や、尊厳のある働き方、そしてかけがえない人命まで犠牲にした。家族の命を奪われ、重軽症を負った人々は著名ブランドに補償を求めたが、多くのブランドの最初の反応は「気の毒だが当社には関係ない」というものだった。しかし、劣悪な労働環境を放置して巨額の利益を得た企業が、ことが起されば何ら責任を負わないことが正義なのか。

製品の原材料調達までの流れを「サプライチェーン」という。縫製産業のサプライチェーンは「搾取工場」とどまらず、原材料段階のコットン農家の児童労働や環境被害に行き着く。さらに、食品（農業、漁業、食品加工）、電子機器など私たちの購入する商品の原材料調達をたどると、目を覆うような人権侵害や労働者の権利侵害が起きている。木材の伐採や石油、ガスなどの天然資源開発は、その地に生きる先住民の生活を破壊しがちだ。そうしたことを何も知らない消費者が、途上国の人々の人権侵害や搾取の結果作られた商品を楽しんでいるという産業のサイクルが悪循環のように繰り返されてきた。

このように「南」の貧しい人を搾取して巨額の利益を得るビジネスによって、世界中の貧富の格差は拡大している。そして圧倒的多数の九九％の人々が収奪される現実が、反グローバル化の対抗言論と、一九九九年シアトルのWTO閣僚会議への抗議デモや二〇一一年のウォール街デモなどの運動を生み出した。

こうした状況のなか、国連事務総長（当時）コフィ・アナンは一九九九年の世界経済フォーラムで、世界各国の企業に対し、「グローバルコンパクト」構想を提唱。人権、労働、環境、腐敗防止の四分野について企業が社会的責任を負うべき10の原則を定めた。参加企業に対してこの原則の支持と実行を求めるグローバルコンパクトは、二〇〇〇年に正式に発足した。

グローバルコンパクトの参加企業は増え、二〇二一年六月現在、世界約一六〇カ国で九〇〇〇以上の企業と三〇〇〇以上の団体が署名したとされる。ただ、自主的なCSRであるため、企業行動に大きな変化をもたらしたとは言い難かった。

こうしたなか、国連人権機関において「ビジネスと人権」に関する調査研究が進み、国連事務総長特別代表のジョン・ラギー氏のイニシアティブのもと、二〇一一年、国連人権理事会は、「ビジネスと人権に関する指導原則『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」(A/HRC/17/31) (以下、「ビジネスと人権 指導原則」または「指導原則」という)を全会一致で採択した。

指導原則は、ビジネスに関連した人権侵害への対応として、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスを三つの柱(「保護」「責任」「救済」)からなるフレームワークとして提示し、企業を名宛人とする人権上の責任を国連文書として初めて明記した。

「企業は人権を尊重すべきである。これは、企業が他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する」(原則11)と規定され、企業の責任は世界人権宣言、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言を含む、国際的に確立されたすべての人権に及ぶとされ(原則12)、国内法と国際法が異なる場合は国際人権基準に従うべきとされる(原則23)。そして企業の責任範囲は原則13において、企業が「自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する」「たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める」とされる。ここでいう企業の「活動」は、作為及び不作為の双方を含み、「取引関係」には取引先企業、企業の事業、製品またはサービスと直接関係のあるバリューチェーン上の私企業や国家を含むと理解されている。企業の責任の範囲が、自社だけでなくバリューチェーンに及び、そのどこかで発生した人権侵害についても防止、対応の責任を負うとするルールは画期的である。

こうした責任を果たすために、企業は、「a. 人権を尊重する責任を果たすという方針によるコミットメント」「b. 人権デュー・ディリジェンス・プロセス」「c. 企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響からの是正を可能とする

プロセス」を実施する責任があるとされる（原則15）。

a については、企業が人権方針を定めてトップがコミットメントを宣言することが要請されるが、方針を定めても実施されなければ絵に描いた餅に過ぎない。そこで、要求されるプロセスがbの「人権デュー・デリジエンス」（原則17参照）である。これは、事業による人権に対する負の影響の特定・評価（原則18）、リスク評価に基づき、人権への負の影響を防止・軽減するための適切な措置（原則19）、効果の追跡検証（原則20）、一連の対応の対外的公表（原則21）を含む（原則17）とされる。そして、人権に対する負の影響が実際起きた際は是正措置を講じるか、それに協力すべきとされる（原則22）。

指導原則は、各国にも法整備などを通じて企業に責任を履行させ、救済手段を用意するなどして、ビジネスによって個人が人権侵害されないように防止、保護、救済をはかることを求めている。

この文書は拘束力のないソフトローであるものの、グローバルコンパクト、OECD多国籍企業行動規範や国連赤道原則、世界銀行グループであるIFCの融資基準、ILO多国籍企業宣言、EU等によって受容され、ビジネスと人権に関する権威ある規範として定着した（とはいえ、それがサプライチェーンの現場で実施されていないことが前出のラナプラザビル事件で明らかになった）。

二〇一五年にドイツ・エルマウで開催されたG7サミットは、首脳宣言で「責任あるサプライチェーン」を掲げ、G7が「ビジネスと人権」指導原則を支持すること、そのための国内行動計画策定を歓迎すること、サプライチェーンにおける人権デュー・デリジエンスを企業に奨励することなどを宣言した。以後、G7を中心に指導原則の実施が進み、特にEUは加盟国における国内行動計画の策定を奨励し、欧州の多くの国で実際に策定されるに至っている。日本でも二〇二〇年に国内行動計画が策定された。

ひとたび「ビジネスと人権」指導原則が採択されると、国際社会も各国政府もこの原則をもとに企業の責任履行を求めるようになる。

まず、国連人権理事会が任命する特別報告者や、国際人権NGO、メディアが指導原則を援用して、サプライチェーン上

の人権侵害を積極的に調査するようになる。それまでもスウェットショップ等の報道がなされ、CSR上好ましくないのであるなどと批判されてきたが、道義的な責任にとどまっていた。いまやサプライチェーン上の人権問題を放置する企業は、国連の定めた指導原則に違反したとして社会的批判を受けざるを得ず、企業は対応に迫られるようになった。

国連の人権機関においても、深刻な人権侵害とビジネスの関連を調査し、報告書において人権侵害加担企業名を公表し、指導原則に基づく是正を求める例が増えた。

グラスルーツレベルでも、例えば、ラナプラザの事故を受けて、関連する欧米の著名ブランドに対する消費者や市民による抗議行動や不買運動が広がり、ブランドは対応を迫られ、犠牲者や被害者への補償金の支払いに応じた。

また、広く縫製産業では、NGOのキャンペーンに押され、サプライチェーンを通じて労働者の権利と安全な労働環境を保障するための体制整備を行ない、第三者監査を実施し、どの生産工場に委託をしているのか、さらに監査の結果がどうであったかについて消費者や社会に情報公開する仕組みを整えるようになった。

欧米の消費者は自分の購入する商品がもとをたどればどこから来たのか、それが倫理的なのかといった説明を求めるようになり、企業は「トレーサビリティ」（物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態）を確保する対応に迫られている。

これに加えて、機関投資家も企業の人権に関するパフォーマンスに敏感になる。二〇〇六年、国連主導でESG投資の世界的なプラットフォームである国連責任投資原則（Principles for Responsible Investment, PRI）が発足した。これは、署名機関である機関投資家には受益者のために長期的視点に立ち最大限の利益を最大限追求する義務があるとするもので、この受託者としての役割を果たす上で、環境、社会および企業統治の問題（Environment, Social, Governance = ESG）が重要であるとして、ESG要素を投資プロセスに取り入れること、投資対象の主体に対しESGの課題について適切な開示をすること等を求めている。

世界の主要な機関投資家が署名機関になる中、二〇一五年には、日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がPRIに署名し、大きな影響をもたらした。こうした流れを受け、欧州の機関投資家と国際NGOは二〇一六年、国際的な

イニシアティブである「企業人権ベンチマーク（CHRB：Corporate Human Rights Benchmark）」を結成、二〇一八年から世界的な企業の人権に対する取組を評価・採点し、その結果を公表している。その評価指標は指導原則に即したもので、人権デュー・デリジエンスの実施などが厳しく審査を受け、その結果は公表され、世界の機関投資家の投資判断に影響を与えている。

日本企業も評価対象とされているが、欧米企業と比べて明らかにパフォーマンスが低く、投資引き上げのリスクにさらされ、対応を迫られている。

機関投資家らはさらに積極的に動く。二〇一八年、Investor Alliance for Human RightsというNGOを結成、合計五兆ドル規模の資産を有する世界一八カ国一七〇の機関投資家らがメンバーとなり、CHRBのスコアの低い企業に改善を促し、集団エンゲージメントを行なうなどの活動をしているのだ。

企業はそれまで、NGOやメディア、国連などから指摘を受けてもたいてい黙殺してきた。しかし、こうした態度を機関投資家から指摘されて改善を求められ、人権問題への消極的な態度を理由に株価が下がり、投資が引き揚げられるなどといった脅威にさらされることになれば、無視を決め込むのは難しい。

なぜ、投資家はESGを重視するのか。リーマンショックは短期的な利益の追求が資本市場に重大なリスクとなることを警告した。そして、長期的な視点に立って、環境、社会、企業統治に取り組んでいる企業こそが持続的に成長できることが意識されるようになった。その背後には、持続可能な開発を志向する国際社会の流れもある。

SDGs（持続可能な開発目標）は、いまや無視できない国際社会の共通目標となっている。気候変動により地球の未来がかつてないほどの危機にさらされるなか、利己的な利潤追求では持続可能な未来がないことを、資産の長期的な運用を図るべき機関投資家は意識せざるを得ない。人権はその重要な一部を構成するのだ。コロナ危機は、とりわけ、貧しい人々を放置し、貧しい人々を搾取・利用して成り立ってきたグローバル経済のひずみをあらためて意識させた。人を犠牲にする短期的な利潤追求には未来がないことを投資家も直視せざるを得なくなったのだ。

〔伊藤和子『世界 2021年9月号——ビジネスと人権』（岩波書店、2021年）より〕

* CSR : Corporate Social Responsibility (企業の社会的責任)

〔問〕

今日、グローバル展開するビジネスが生み出す深刻な人権侵害が国際的な問題となっています。問題文を読んで、今後日本の企業はどのような人権問題にどのような方法で対応すべきか、あなたの意見を八〇〇字以内で述べなさい。